

四街道市指定ごみ袋 取扱業務マニュアル



令和6年4月

四街道市廃棄物対策課

はじめに

四街道市では、ごみの更なる減量・資源化を推進するため、令和2年9月1日より家庭系ごみ処理手数料制度を実施しています。手数料制度の対象は、可燃ごみ及び不燃ごみです。これに伴い、各取扱店において、指定ごみ袋の注文、受領、交付（販売）及び手数料を納入していただくことになります。

本マニュアルは、業務の流れと、業務の詳細について示すとともに、取扱店の登録に際してあらかじめ実施していただきたい手続き等を示したものです。本マニュアルを熟読の上、円滑に業務を進められるようご協力をお願いします。

四街道市 廃棄物対策課

目次

1. 家庭系ごみ処理手数料制度とは	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
2. 取扱店の業務について	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
3. 注文・配送について	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4
4. 指定ごみ袋の店頭交付（販売）について	・・・・・・・・・・・・	P 6
5. 手数料の納入について	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 8
6. 口座振替（自動引落）のための登録作業について	・・・・・・・・	P 11
7. 登録手続き及び取扱店業務委託契約締結について	・・・・・・・・	P 13
8. 各様式	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 17
9. 問い合わせ先	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 18

1. 家庭系ごみ処理手数料制度とは

家庭系ごみ処理手数料制度（以下「手数料制度」という。）とは、市が、四街道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第6条第1項別表第1に定める可燃ごみ及び不燃ごみに係る処理手数料を、徴収することを言います。

四街道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第6条第1項別表第1

種別	取扱区分	手数料
可燃ごみ	一般家庭から市長が指定する袋（以下「指定ごみ袋」という。）により排出される可燃ごみで市が収集、運搬及び処分する場合	容量が45リットル相当のもの1枚につき 54円
		容量が30リットル相当のもの1枚につき 36円
		容量が20リットル相当のもの1枚につき 24円
		容量が10リットル相当のもの1枚につき 12円
		容量が5リットル相当のもの1枚につき 6円
不燃ごみ	一般家庭から指定ごみ袋により排出される不燃ごみで市が収集、運搬及び処分する場合	容量が30リットル相当のもの1枚につき 36円
		容量が20リットル相当のもの1枚につき 24円
		容量が10リットル相当のもの1枚につき 12円

取扱店は、指定ごみ袋の受領実績に基づき、指定ごみ袋受注センターに手数料相当額を納入することになります。

（「手数料相当額」については、P8「5. 手数料相当額の納入について」を参照）

手数料制度導入前	手数料制度導入後
①市がごみ袋の基準を設ける。 ②製造業者がごみ袋を製作して、小売店が販売する。 ③販売価格は店舗により異なる。 ④市への収入はなし。	①市が指定ごみ袋を作成して、市が販売する。 ②販売価格イコール手数料として販売する。 ③販売価格は <u>どの店舗でも同額</u> であることを前提とする。 ④市への収入あり。

●手数料制度の流れ [図]



市と契約した取扱店は、市民に指定ごみ袋の交付業務を行います。

本業務に係る委託契約に基づき、市は取扱店に対し、手数料相当額から指定ごみ袋取扱業務委託料（以下、「委託料」という。）を差し引いた額を請求することにより、委託料を支払うこととします。（委託料額については後の頁で示します。）

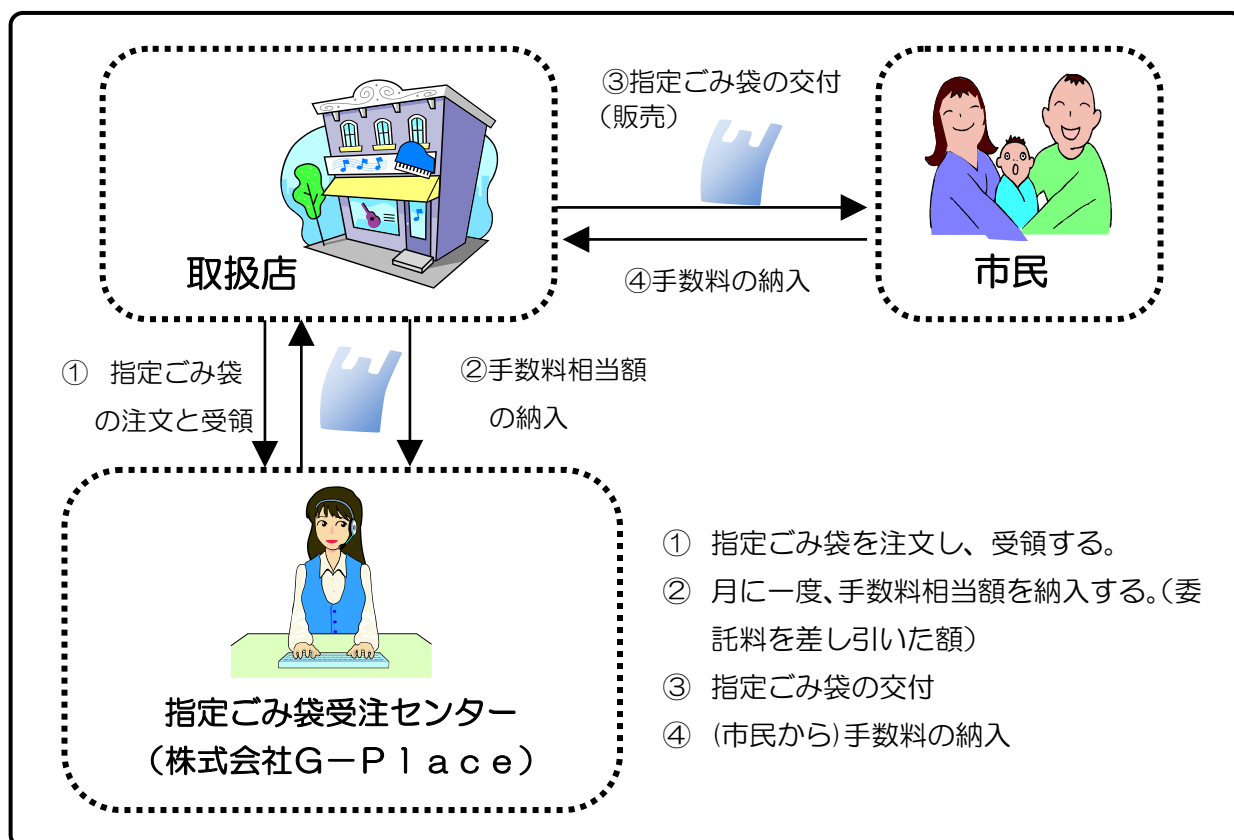
2. 取扱店の業務について

●業務の概要

注 文： 取扱店は、指定ごみ袋受注センターに注文してください。
受注センターでは原則、FAX、インターネットにて注文を受付けます。
ただし、FAX やインターネット環境が整っていない場合は、電話での注文を受付けます。営業時間外はFAX又はインターネットによる注文となります。
注文締切日は、後日、指定ごみ袋受注センターから郵送される「四街道市指定ごみ袋配送・納入カレンダー」（以下、「配送・納入カレンダー」という。）のとおりです。

受 領： 配送は週に 1 回「配送・納入カレンダー」の配送日に従って配送しますので、必ず立ち会い、検品の上受領してください。

納 入： 月単位で受領した指定ごみ袋の数量に基づき、翌月に請求します。毎月 20 日までに口座振替（自動引落）又は振込みの方法にて納入していただきます。



取扱店の資格

- (1) 市内及び近隣市に店舗を有する者
- (2) 次の責務を全うすることができると市長が認める者
 - ① 指定ごみ袋の全ての種類、サイズを常備すること。
(店舗の事情により全てを常備することが難しい場合は、別途市に申し出てください。)
 - ② 店舗の見やすい位置に「四街道市指定ごみ袋取扱店登録証」を掲げること。
 - ③ 指定ごみ袋の発注及び交付に関し、市の指示に従うこと。
 - ④ 市の責に帰する事由によるものを除き、市に対し指定ごみ袋の交換又は返還を求めないこと。(取扱店廃止に伴う在庫の返還を除く。)
 - ⑤ 指定ごみ袋は、その種類、サイズごとにそれぞれ10枚1組として交付すること。
 - ⑥ 汚損又は破損した指定ごみ袋を交付しないこと。
 - ⑦ 指定ごみ袋を景品、サービス品等として譲渡しないこと。
 - ⑧ 条例に規定した金額を変更して徴収しないこと。
- (3) 市税を滞納していない者
- (4) 暴力団の関係者でない者
- (5) 風俗営業に該当する店舗でないこと
- (6) 法令に定める指定公金事務取扱者の要件を満たしていること

3. 注文・配送について

●注文先

- ・指定ごみ袋は、市が契約している下記の事業者に発注してください。

指定ごみ袋受注センター

(株式会社G-P l a c e)

FAX 番号 0120-979-404

電話番号 0120-979-303

(営業時間：月～金曜日 午前 9 時から午後 4 時)

- ・注文内容を取扱店にも把握していただくために、原則として FAX 又はインターネットで注文をお願いしています。
- ・FAX 用の注文用紙については「配送・納入カレンダー」とともに郵送します。
- ・インターネットを利用した注文については、注文入力用の ID・パスワードを発行しますので、「インターネット受注サービス申込書」に必要事項を記入し、FAX にて提出してください。後日、利用承諾書及び利用方法マニュアルを送付します。書類の送付までは 1 週間前後いただきますので余裕をもって申し込みください。
- ・FAX 又はインターネット環境がない場合は、電話での注文を受付けますので、その際は注文内容の記録を取扱店で保管してください。

注文締切日：毎週火曜日 正午（火曜日が祝日の場合は、翌営業日）

配 送 日：原則として同週金曜日までに配送

（詳細は配送・納入カレンダーにてご確認ください）

- ・毎週、配送・納入カレンダー（後日注文用紙とともに郵送します）に記載のとおり、火曜日の正午（火曜日が祝日の場合は、翌営業日）で締め切り、同週金曜日までに配送します。
- ・祝日・GW・年末年始は配送日が通常とは異なりますので、配送・納入カレンダーで確認してください。
- ・配送日・配送時間の指定はできませんので注意してください。

●注文・配送単位

- 指定ごみ袋の全ての種類、サイズともに最少の注文単位は1箱（50組）です。

●納品方法

- 指定ごみ袋を受領するときは立ち会っていただき、注文内容と納品内容に間違いがないか確認してください。
- その際、配送員が持参した3連の納品書兼受領書の受領書部分2ヶ所に受領印の押印又は担当者の署名をお願いします。
- 配送員が納品書をお渡ししますので保管をお願いします。

Handwritten text at the top left: 三菱 (Mitsubishi)

Form details (repeated on all three copies):

- Header: 納品書兼受領書 (Delivery Receipt and Acceptance Book)
- Table 1 (Item Details):

品名 (Item Name)	数量 (Quantity)	単位 (Unit)	備考 (Remarks)
指定ごみ袋 (指定色) (Designated Garbage Bag (Designated Color))	1	箱 (Box)	50組 (50 sets)
指定ごみ袋 (非指定色) (Designated Garbage Bag (Non-designated Color))	2	箱 (Box)	100組 (100 sets)
指定ごみ袋 (非指定色) (Designated Garbage Bag (Non-designated Color))	3	箱 (Box)	150組 (150 sets)
- Table 2 (Recipient Information):

氏名 (Name)	会社名 (Company Name)	〒 (Postal Code)	住所 (Address)
- Signature and Date section: 受領人 (Recipient), 受領印 (Signature/Stamp), 年月日 (Date)

4. 指定ごみ袋の店頭交付（販売）について

●指定ごみ袋の販売について

種類	交付＜販売＞ 単位	交付＜販売＞ 金額（税込）	配送単位
可燃ごみ袋 5ℓ	1組 （10枚入り）	60円/組	1箱（50組入）
可燃ごみ袋 10ℓ	1組 （10枚入り）	120円/組	1箱（50組入）
可燃ごみ袋 20ℓ	1組 （10枚入り）	240円/組	1箱（50組入）
可燃ごみ袋 30ℓ	1組 （10枚入り）	360円/組	1箱（50組入）
可燃ごみ袋 45ℓ	1組 （10枚入り）	540円/組	1箱（50組入）
不燃ごみ袋 10ℓ	1組 （10枚入り）	120円/組	1箱（50組入）
不燃ごみ袋 20ℓ	1組 （10枚入り）	240円/組	1箱（50組入）
不燃ごみ袋 30ℓ	1組 （10枚入り）	360円/組	1箱（50組入）

●指定ごみ袋の仕様について

種類	袋寸法（mm）	外装寸法（mm）	JANコード
可燃ごみ袋 5ℓ	縦400×横220	縦160×横140	4570012170085
可燃ごみ袋 10ℓ	縦560×横250	縦185×横170	4570012170016
可燃ごみ袋 20ℓ	縦710×横320	縦220×横210	4570012170023
可燃ごみ袋 30ℓ	縦720×横400	縦260×横210	4570012170030
可燃ごみ袋 45ℓ	縦880×横450	縦280×横250	4570012170047
不燃ごみ袋 10ℓ	縦560×横250	縦185×横170	4570012170054
不燃ごみ袋 20ℓ	縦710×横320	縦220×横210	4570012170061
不燃ごみ袋 30ℓ	縦720×横400	縦260×横210	4570012170078

※寸法は目安のため、実際は異なる場合があります。

●販売時の留意事項

- ① 指定ごみ袋の交付金額は、消費税込みの金額となっています。
- ② 値引き販売はできません。また景品等としての無料配布等もできません。
- ③ 登録店舗以外での販売はできません。
- ④ 常に全種類、全サイズの指定ごみ袋を用意し、品切れとならないように取り扱ってください。(店舗の事情により全てを常備することが難しい場合は、別途市に申し出てください。)
- ⑤ 1組は 10 枚入りとなります。

●不良品の交換について

- 市民が取扱店に不良品の交換を求めた場合は、1 枚単位で交換を行ってください(10 枚/組のうち、1 枚のみ不良品だった場合は、新品の指定ごみ袋 10 枚/組から取り出した良品 1 枚と交換)。不良品の対応に使用した指定ごみ袋 10 枚/組は、製造保管配送業者に交換を申し出てください。なお、前述の対応は自らの店舗で購入した場合のみとし、購入店が不明の場合等は、市が対応しますので、廃棄物対策課 (tel.043-421-6132) までご連絡ください。
※不良品の対応を行った場合、不良品と良品を合わせて 10 枚/組のセットとして保管してください。10 枚すべてを交換していない状態でも、製造保管配送業者に交換してもらうことができます。
- 製造保管配送業者から受領した指定ごみ袋に、製造過程又は配送過程に生じたと思われる汚れや破損あった場合は、製造保管配送業者に交換を申し出てください。
- 製造保管配送業者による不良品の交換は、原則として次の納品時に行いますので、交換の必要がある場合は、製造保管配送業者に事前に連絡してください。

5. 手数料相当額の納入について

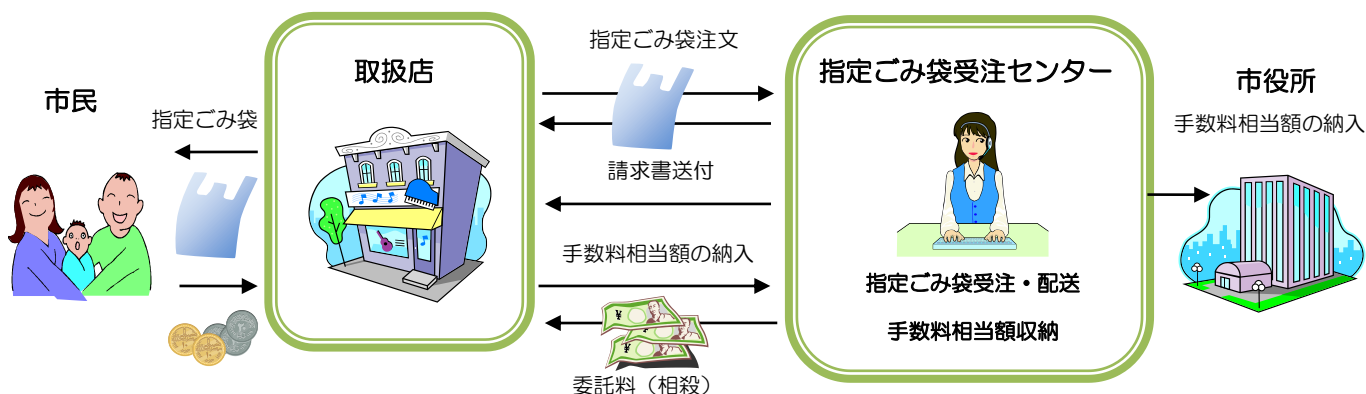
●手数料相当額の納入について

- 指定ごみ袋の販売価格はイコール「手数料」です。ただし、取扱店が在庫確保のために受領した時点では、市民に交付する前であるため「手数料相当額」となります。取扱店は、毎月毎の受領実績に基づき、指定ごみ袋受注センターに手数料相当額を納入していただきます。
- 毎月末日を締日として、取扱店がその月に受領した指定ごみ袋の数量に基づいて、指定ごみ袋受注センターから請求内容通知書を送付します。取扱店は、請求内容通知書に従い、指定口座に納入していただきます。
- 各取扱店には、指定ごみ袋1箱当たりの委託料（※）を市が支払います。なお、手数料相当額から委託料を差し引いた額を請求することにより、委託料を支払うこととします。下の表が相殺処理の例です。

※委託料は種類・サイズにかかわらず、1組当たり22円（税込）です。1箱50組で、1箱当たりの委託料は1,100円（税込）です。

（例）各種類のごみ袋が1箱ずつ納品された場合（単位：円）

品名	納品数量	単価	手数料	委託料
可燃ごみ袋 5ℓ	1 箱（50 組）	3,000	3,000	1,100
可燃ごみ袋 10ℓ	1 箱（50 組）	6,000	6,000	1,100
可燃ごみ袋 20ℓ	1 箱（50 組）	12,000	12,000	1,100
可燃ごみ袋 30ℓ	1 箱（50 組）	18,000	18,000	1,100
可燃ごみ袋 45ℓ	1 箱（50 組）	27,000	27,000	1,100
不燃ごみ袋 10ℓ	1 箱（50 組）	6,000	6,000	1,100
不燃ごみ袋 20ℓ	1 箱（50 組）	12,000	12,000	1,100
不燃ごみ袋 30ℓ	1 箱（50 組）	18,000	18,000	1,100
計			102,000	8,800
納入金額				93,200



●納入方法について

- ・納入方法は下記のとおりです。
 - ①自動口座引落とし（手数料は不要です。）
 - ②口座振り込み（振込手数料はご負担いただきます。）
- ・納入スケジュールはおおむね下記のとおりとなります。

配送月	翌月
指定ごみ袋の注文 指定ごみ袋の受領 指定ごみ袋の販売	10日頃までに 請求内容通知書 が届く 20日 引落日・振込期限

※土日祝日等の関係で月により日付が前後します。詳細は配送・納入カレンダーを確認してください。

請求内容通知書イメージ

振込用紙イメージ

この「控え」は
大切に保管してください。

- ・この文面に書かれている期限までに口座に金額を用意するか又は振り込んでください。
- ・引落日、振込期限は、配送月の翌月 20 日となります。配送月の翌月 20 日が金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日となります。
- ・毎月の引落日、振込期限は配送・納入カレンダーを確認してください。

●口座振替による納入の方法

- ①指定ごみ袋を受領した月の翌月10日頃までに指定ごみ袋受注センターから「請求内容通知書」が送付されます。
- ②請求内容通知書を受け取ったら、取扱店で管理している納品書と照合し、納品数に間違いがないことを確認してください。
- ③内容に間違いがなければ、請求内容通知書に記載された金額を、口座振替日前日までに事前に登録された金融機関口座に用意してください。
- ④20日に口座振替（自動引落）で引落しをします。口座振替（自動引落）に際しての手数料はかかりません。
- ⑤口座振替日（引落日）が金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日とします。口座振替日（引落日）は配送・納入カレンダーを確認してください。

●振込みによる納入の方法

- ①指定ごみ袋を受領した月の翌月10日頃までに指定ごみ袋受注センターから「請求内容通知書」と「振込用紙」が送付されます。
- ②「請求内容通知書」及び「振込用紙」を受け取ったら、取扱店で管理している納品書と照合し、納品数に間違いがないことを確認してください。
- ③内容に間違いがなければ、請求内容通知書に記載された振込期限までに、振込用紙を金融機関に持参し、振込用紙に書かれている金額を払い込んでください。なお、振込に際して生じる手数料は取扱店側で負担してください。
- ④振込の際に受け取った「控え」は、翌年度より5年間保管してください。

●入金の確認できなかった場合

- ①振込及び口座振替の方法での入金の確認できなかった場合、指定ごみ袋受注センターから電話で連絡の上、振込用の請求内容通知書と振込用紙を送付します。
なお、自動引落で納付いただいている方への再引落しは行いません。振込にて対応してください。また、引落しがされなかったことに気付いた場合は、指定ごみ袋受注センターに至急連絡してください。
- ②「請求内容通知書」及び「振込用紙」を受け取ったら、「請求内容通知書」に記載された振込み期限までに、「振込用紙」を金融機関に持参し、記載された金額を払い込んでください。なお、この際の振込手数料については取扱店側で負担していただきます。
- ③再請求をさせていただいた上で、さらにご入金の確認ができなかった場合、やむを得ず一時的に配送を停止させていただく場合があります。

●納入いただく金額

指定ごみ袋の受領実績に基づく手数料相当額	—	(委託料 + 委託料に対する消費税)	=	納入金額
----------------------	---	--------------------	---	------

6. 口座振替（自動引落）のための登録作業について

口座振替（自動引落）による代金の支払いを希望される場合、事前に振替用口座の登録が必要となります。登録作業として下記の書類を提出していただきます。

- 預金口座振替依頼書

- 預金口座振替依頼書の記入について

- 支払に使用される振替用口座を、金融機関に申告するためのもので、3枚つづりになっています。次ページの「記入例」に従って記入の上、提出してください。

- 預金口座振替依頼書の提出について

- 取扱店の担当者自身で、記載例に従い所定欄に記載してください。3枚つづりになっていますので、以下のとおりに取扱ってください。

1枚目（1 金融機関提出用）	⇒	市窓口へ提出
2枚目（2 貴社（委託者）控え）	⇒	市窓口へ提出
<u>3枚目（3 取扱店控え）</u>	⇒	<u>取扱店で保管ください</u>

※必ず、1枚目2枚目のみを提出し、3枚目はお手元に保管してください。

※次ページに記入例を記載しています。ご確認ください。

※ただし、手続きの都合上、自動引落開始は口座振替依頼書を提出されてから1～2ヶ月程かかる場合があります。

太枠内のみご記入ください。

ご記入例

法人名義の場合
法人名、肩書き名、代表者名
の3つを記入してください。

★印どちらかの
記入をお願いします。

★印どちらかの
記入をお願いします。

金融機関お届出印は

- ①金融機関提出用
- ②貴社（委託者）控え

2 枚ともに押印が必要です。

-

振替日について
○囲みは必要
ありません

○囲み
ありません

青葉会社は、ついでに
社団法人は、(シ)の
社会福祉法に基づいて
認定法人。その
一環となります。

払込日について○囲み
は必要ありません

委託者名は記入不要です

顧客番号は
記入不要です

委託者名：記入不要

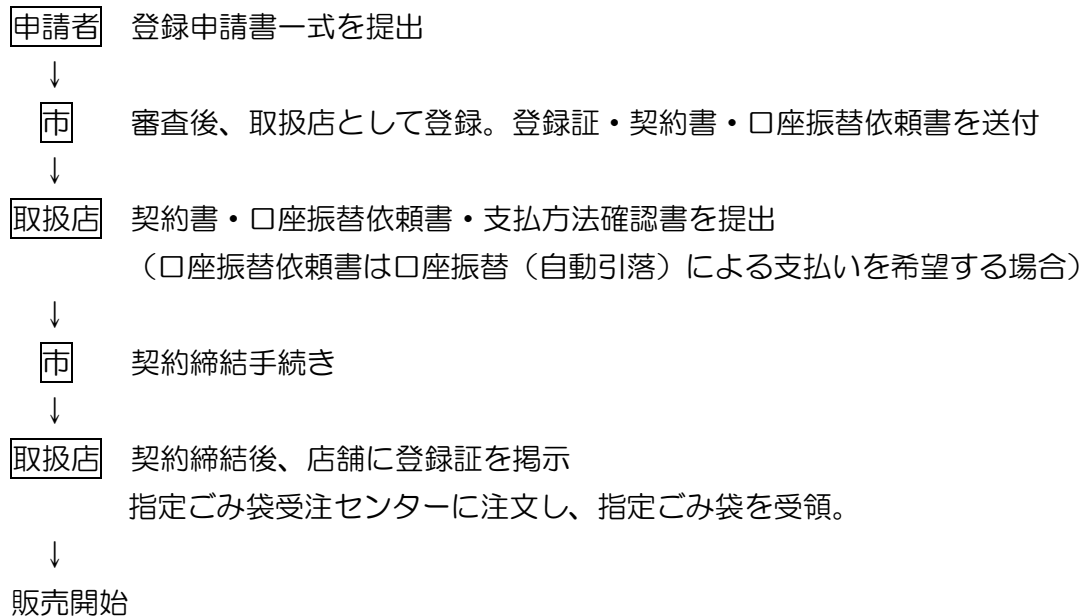
顧客番号：記入不要

預金者と契約者が同一のときは、住所・電話番号のみを記入

契約者名欄には、口座契約者名と併せて、取扱店名も記入してください

7. 登録手続き及び取扱店業務委託契約締結について

(1) 申請から販売までの流れ



※契約について

契約は契約日～令和8年9月30日までとなります。

(以後、10月1日から3か年毎の契約となります。)

履行期限の2か月前を目途に契約書の送付を行いますので、必ず押印のうえ、ご返送ください。

(2) 登録申請に必要な書類

●登録申請書一式

- 以下の書類を、市役所廃棄物対策課まで持参又は郵送してください。

チェック欄		提出依頼書類一覧	
☐	市役所提出	四街道市指定ごみ袋取扱店 登録申請書（様式第1号）	◎全取扱店に提出していただきます。
☐		指定公金事務取扱者の指定 に係る申出書※	◎全取扱店に提出していただきます。
☐		納税証明書 （市外に店舗を有するもの のみ）	◎確定申告期限が到来した直近の事業年度分の市民 税の納税証明書を提出していただきます。
☐		取扱店舗の位置図 （任意様式）	◎全取扱店に提出していただきます。
☐		法人（個人店の場合は店舗） の代表者であることを証明 する書類	◎全取扱店に提出していただきます。

※令和6年4月1日以降の契約より、申出書の提出が必須となります。

市HPに参考様式がございますので、ご使用ください。

- 書類提出先 四街道市 環境部 廃棄物対策課
〒284-8555 四街道市鹿渡無番地
電話 043-421-6132
 - 提出方法 持参又は郵送
※郵送の場合は、特定記録郵便・書留郵便にて提出。
（郵便局窓口のみの取扱いになります）

●インターネット注文用紙

指定ごみ袋の注文をインターネットで行うことを希望される場合には、下記の書類を指定ごみ袋受注センターまでFAXにて提出してください。

チェック欄		提出依頼書類一覧	
☐	指定ごみ袋 受注センタ ー提出	インターネット受注サー ビス申込書（希望者のみ）	◎インターネット注文を希望される場合のみ ◎FAXにて申し込んでください。 指定ごみ袋受注センター FAX：0120-979-404 お問合せ先 TEL：0120-979-303

●契約関係書類一式

登録に係る審査を経て、取扱店として登録された場合、提出していただく書類になります。

以下の書類を、市役所廃棄物対策課まで持参又は郵送してください。

チェック欄		提出依頼書類一覧	
☐		四街道市指定ごみ袋取扱業務委託契約書（２部）	◎全取扱店に提出していただきます。
☐	市役所提出	□座振替依頼書	◎口座振替（自動引落）による支払いを希望する場合、提出していただきます。 ◎３枚つづりになっています。 ◎必ず、１枚目２枚目のみを提出し、３枚目はお手元に保管してください。
☐		支払方法確認書	◎全取扱店に提出していただきます。

取扱店の資格（再掲）

（１）市内及び近隣市に店舗を有する者

（２）次の責務を全うすることができると市長が認める者

① 指定ごみ袋の全ての種類、サイズを常備すること。

（店舗の事情により全てを常備することが難しい場合は、別途市に申し出てください。）

② 店舗の見やすい位置に「四街道市指定ごみ袋取扱店登録証」を掲げること。

③ 指定ごみ袋の発注及び交付に関し、市の指示に従うこと。

④ 市の責に帰する事由によるものを除き、市に対し指定ごみ袋の交換又は返還を求めないこと。（取扱店廃止に伴う在庫の返還を除く。）

⑤ 指定ごみ袋は、その種類、サイズごとにそれぞれ１０枚１組として交付すること。

⑥ 汚損又は破損した指定ごみ袋を交付しないこと。

⑦ 指定ごみ袋を景品、サービス品等として譲渡しないこと。

⑧ 条例に規定した金額を変更して徴収しないこと。

（３）市税を滞納していない者

（４）暴力団の関係者でない者

（５）風俗営業に該当する店舗でないこと

（６）法令に定める指定公金事務取扱者の要件を満たしていること

(3) 取扱店登録証の掲示

- 取扱店として登録決定した際、市役所にて取扱店である旨の証書である「四街道市指定ごみ袋取扱店登録証」を配布します。
- 契約締結後、この登録証を来店者（市民）に見やすい箇所に掲示してください。

様式第3号（第5条第2項）	
四街道市指定ごみ袋取扱店登録証	
登録番号	第 号
登録年月日	年 月 日
所在地	
名称	
代表者氏名	
責任者氏名	
市から受託する内容	・指定ごみ袋の交付 ・地方自治法第243条の2第1項の規定により行う指定ごみ袋に係る一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納業務

上記のとおり四街道市指定ごみ袋取扱店に登録したことを証します。

年 月 日

四街道市長 

取扱店登録証サンプル

- 取扱店は、1店舗ごとに登録していますので、届け出ている店舗以外での取扱いはできません。
- 他の店舗でも同様に取扱いたい場合は、改めて市に取扱店登録申請をしてください。

●取扱時間

- 指定ごみ袋の販売業務は、取扱店の営業時間を通して取り扱ってください。
- 営業時間中にもかかわらず販売時間を制限することはできません。

●従業員などへの研修

- この委託業務を従業員などに担当させる場合には、このマニュアルを利用して、制度のしくみと作業の流れを周知してください。

（４）登録の変更等について

●変更事項の届出

- ・市に届け出ている事項に変更があった場合は、次のような手続きが必要です。すぐに市に申し出てください。

変更する内容	変更のための手続き	備考
代表者・店舗名が変更となったとき	「四街道市指定ごみ袋取扱店登録事項変更届」（様式第４号）の届出をしてください。	
店舗所在地が変更となったとき	「四街道市指定ごみ袋取扱店登録事項変更届」（様式第４号）の届出をしてください。	店舗住所を示す地図が必要です。
手数料相当額の自動引落とし口座を変更したいとき	市に「預金口座振替依頼書」を請求し、市役所窓口へ提出してください。	

（５）取扱店をやめたいとき

●取扱店廃止の届出

- ・取扱店をやめたい場合、速やかに「四街道市指定ごみ袋取扱店廃止届」（様式第５号）を提出してください。届出を提出した時点で、指定ごみ袋の販売は停止し、在庫数を市に報告してください。

●取扱店廃止に伴う清算

- ・廃止手続き完了後、指定ごみ袋の在庫の返還と併せて「四街道市指定ごみ袋に係る手数料相当額還付請求書」（様式第８号）を提出してください。在庫数に応じて手数料相当額及び委託料の清算を行います。

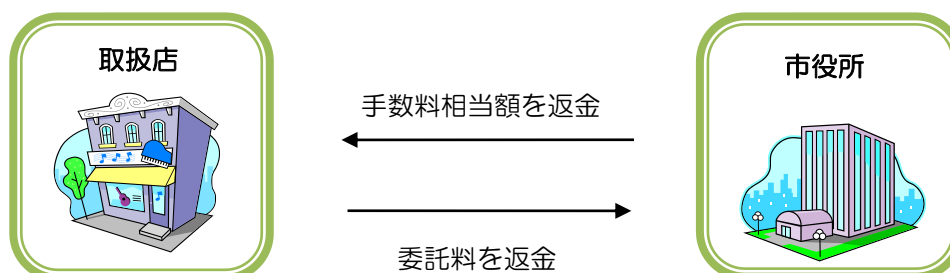
※手数料相当額と委託料を相殺して清算することはできません。市から、手数料相当額（全額）を返金し、取扱店から委託料を返金していただきます。

※清算の対象となる指定ごみ袋は、１０枚１組で未開封のものに限ります。

（例）３０Ｌ１０組分を返還し、清算する場合

手数料相当額 ３,６００円（１組３６０円×１０組）

委託料 ２２０円（１組２２円×１０組）



●取扱店の取消し

・取扱店が次のいずれかに該当する場合、市は取扱店の登録を取り消すことがあります。
(様式第6号)

- ①指定ごみ袋の交付及び手数料の徴収又は収納業務を適正に行うことができないと認められるとき。
- ②四街道市指定ごみ袋取扱店に関する要綱の規定に違反したとき。
- ③その他市長が取扱店の登録を取り消す必要があると認めたとき。

8. 各様式

「四街道市指定ごみ袋取扱店に関する要綱」

様式第1号 四街道市指定ごみ袋取扱店登録申請書（初回申請時）

様式第2号 四街道市指定ごみ袋取扱店登録決定・却下通知書

様式第3号 四街道市指定ごみ袋取扱店登録証

様式第4号 四街道市指定ごみ袋取扱店登録事項変更届（変更時）

様式第5号 四街道市指定ごみ袋取扱店廃止届（廃止時）

様式第6号 四街道市指定ごみ袋取扱店登録取消通知書（取消時）

様式第7号 四街道市指定ごみ袋単品交付届出書

様式第8号 四街道市指定ごみ袋に係る手数料相当額還付請求書（廃止時）

9. 問い合わせ先

問い合わせ先は以下のとおりです。

・ 指定ごみ袋の発注に関する事 ・ 受注システムに関する事 ・ 手数料相当額の納入に関する事	○指定ごみ袋受注センター 株式会社G-P l a c e 電話番号：0120-979-303
・ 不良品の交換等に関する事	○製造保管配送業者 ※指定ごみ袋の外装袋の家庭用品品質 表示法に基づく表示の製造業者名を ご確認ください
・ 家庭系ごみ処理手数料制度に関する事 ・ 登録（変更・廃止）の申請に関する事 ・ 指定ごみ袋取扱業務委託契約に関する事	○四街道市廃棄物対策課 電話番号：043-421-6132
・ 家庭ごみの排出方法や収集に関する事	○四街道市クリーンセンター 電話番号：043-432-8527